

(フードコート用)認証基準(令和5年1月25日更新)

入店時

施設管理者	テナント	項目
○		1 施設またはフードコートの入口には、発熱や咳などの症状がある場合は、入店を断る旨を掲示する。
○	○	2 施設またはフードコートの入口には、マスクの着用をお願いする旨を掲示し、入店時等にマスクを着用していない場合は着用を促す。※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスク着用が困難な場合はこの限りではない。
○	○	3 フードコート入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず手指消毒を実施するよう館内放送等やテナントでの接客時に利用者に呼びかける。または、手指消毒を実施するよう掲示する。
○	○	4 フードコート内で利用者が密にならないため、混み合わないよう工夫をする。順番待ちをする場合は、間隔を示すテープを貼るなど誘導する。

該当しない	実施している

店内、客席配置

※アクリル板、パーティション等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安とする。

施設管理者	テナント	項目
○		5 テーブルの間隔は、対人距離を1m以上確保する。距離を確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。
○		6 同一テーブルでの座席間隔は、真正面の場合も含めて1m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。また、他グループとの相席を避ける。
○		7 カウンターテーブルの座席間隔は1m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。
○		8 (同居の) 少人数の家族、日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良い。
○		9 会話や料理を口頭で注文する場合など、飲食時以外はマスクの着用を要請を掲示する。※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスク着用が困難な場合などはこの限りではない。
○		10 (ドアノブ等) 共有部分に触れた後や、共用物品を利用した場合はこまめに手指消毒をするよう要請する。
○		11 大声での会話を避けるよう、注意喚起を行う。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減する。
○		12 テーブル、椅子などの移動を控えるように掲示する。 ※ ただし、小児用の椅子や車いす利用のための移動などはこの限りでない。

該当しない	実施している

サービス時

施設管理者	テナント	項目
○		13 回し飲み、スプーン、箸などの食器の共用、使い回しは避けるよう、要請を掲示する。
	○	14 料理を大皿で提供する場合は、取り分け用のスプーンや箸などの物品を確保し、適宜手指消毒を行うよう利用者に周知する。または従業員等が取り分ける。
	○	15 ビュッフェスタイルでは、マスク着用等により飛沫がかからないよう徹底し、一回の料理取り分けごとの新たな小皿を提供する。また、取り分け用の tong や箸を共有する場合には、手指消毒できるよう、必要な物品を確保する。または、料理を小皿に盛って個々に提供するが、従業員等が取り分ける。

該当しない	実施している

会計時

施設管理者	テナント	項目
	○	16 レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には、適宜手指衛生を行う。

該当しない	実施している

